

当金庫職員を名乗る詐欺にご注意ください。

最近、焼津信用金庫職員を名乗るなど、言葉巧みにお客さまのお取引店舗やキャッシュカードの暗証番号を聞き出し、キャッシュカードを騙し取られ、口座から出金されるという事件が発生しました。

【事象①】

市職員を名乗る者から「高齢者健康保険の還付金があるため、手続きを焼津信用金庫に依頼する。」という電話がありました。

直後に、当金庫職員を名乗る者から電話で「還付金手続きについて、本来は本店が行うものであるが、最寄りの●●支店が代行するので訪問する。」などという連絡がありました。

間もなく、お客さま宅を訪れた当金庫職員を名乗る者にキャッシュカードを手渡し、暗証番号などを教えてしまった。

同日、コンビニATMで50万円が出金された。

【事象②】

郵便局員を名乗る者から「亡くなったご主人名義の預金が残っている。今月中に処理しないと国のものになる。」という電話がありました。

その後、警察官を名乗る者から「不正に使われた口座があるが、犯人は逮捕された。その中に郵便局の口座も入っているが、他にキャッシュカードを持っているか。」と聞かれました。「持っている。」と答えると、「防犯のため、銀行協会にカードの変更手続きを依頼する。」と伝えられました。

その後、銀行協会職員を名乗る者から電話で「持っているカード全ての暗証番号を逆から言うように。」と指示があり、答えてしまいました。

さらに、持っているカードを防犯上、生体認証形式に変更する必要があるため、担当者を訪問させるので渡すよう指示があり、同日お客さま宅を訪れた銀行協会職員を名乗る者に、「預り証」と引き換えにカードを渡してしまった。

直後に、50万円が出金された。

当金庫の職員がお客さまのキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞き出したりすることは絶対にございませぬ！

●絶対にキャッシュカードを手渡ししたりしないでください！

●絶対に暗証番号を教えないでください！

電話や訪問等で少しでも「おかしい？」と感じた時には、警察署や当金庫営業店へご相談ください。